

議会運営委員会

平成22年6月17日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○木澤 正男	小林 誠
中川 靖広	飯高 昭二	辻 善次
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 清水 建也

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 安藤 容子

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、飯高委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

本日の、会議録署名委員に、中川委員、飯高委員を指名いたします。

両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、協議事項（1）平成22年第3回斑鳩町議会定例会について、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思います。各常任委員会に付託されました10議案のうち、総務常任委員会に付託されました議案第24号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、賛否の討論があり、賛成多数で可決されております。この他の付託議案については、すべて満場一致で可決または認定となっております。また、陳情第2号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情書については満場一致で採択されております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで討論の有無について確認をさせていただきたいと思います。

ただ今申し上げました議案第24号以外の議案で、皆さんの中で討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっている議案などがございましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせをいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

現在のところ他に討論の予定はないものと確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、賛否の討論者は従来どおり、それぞれ1名とすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。お手元の追加日程表をご覧くださいと思います。追加日程1. 同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについては、初日の提出議案説明の中で、町長から最終日に追加提案したい旨の説明がございましたが、最終日に提出されるということでございますので、まず、これについて総務部長から報告をしていただきたいと思います。 清水総務部長。

総務部長

ただ今委員長からご紹介がございました斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについてでございます。当審査会の委員の選任につきましては本年3月の定例会で皆様方の同意をいただいたところでございまして、2年間でございますので、任期は24年3月31日となっておりますのでございますが、このうち2名の公募委員のうち1名が町外へ転出されたということで、欠員が生じたということで、今回新たに公募を行い、3名の応募があったなかで抽選を行った結果、中江旭博氏、これは、龍田北1丁目15番13号、錦ヶ丘にお住まいの25歳の方でございまして、この方を新たに選任いたしたく、最終日に追加日程として予定をしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長

ただ今の総務部長の報告につきまして、委員皆さんのほうでおたずねになりたいことがございましたら、お受けいたします。 中川委員。

中川委員　　こういう新しく選任される場合は、募集されるというか、理事者側が探してこられるのか、どういう手続きですか。

総務部長　　これにつきましても、5月のおしらせ版の広報で公募を行いまして、先ほども、3人の応募があつて、6月11日に抽選をさせていただいたなかで、中江さんが当選されたということでございます。

委員長　　他にございませんか。　木澤委員

木澤委員　　今の話ですけれども、公募されて、抽選という形なんですけど、論文書いてもらうとか、そういうのはなかったんですか。

総務部長　　応募に際しましてですね、政治倫理審査会の委員として応募される理由について、論文と言いますか、理由書等を付けていただいております。

木澤委員　　一定、審査を行つてという形なんですね。

総務部長　　そういう論文につきましても、文言等見させていただいた上で、3人も妥当だということで抽選に来ていただいたという、当日1名は欠席だったので、代理で職員が引きましたけれども、という状況でございます。

委員長　　他にございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　　それでは、この議案につきましては、最終日に追加議案として上程をさせていただきますと思います。

次に、追加日程2．発議第5号　いかるがパークウェイ（一般国道25号斑鳩バイパス）事業促進に関する意見書についてでございますが、建設水道常任委員会の委員会発議で提出されるものでございます。

次に、追加日程3．発議第6号　食料の自給力向上と、食の安全・安心

の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書についてでございますが、先ほども申し上げましたように、厚生常任委員会に付託されました陳情第2号については満場一致で採択されましたので、厚生常任委員会の委員会発議で提出されるものでございます。

現在までに提案予定されているものは、この3議案でございますが、この他に、議員皆さんのほうから提案等の予定をされているものはございませんでしょうか。

私のほうから、議員発議としてですね、「永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書」というのを、伴議員、嶋田議員の連名で発議させていただきたいと思えます。

他にはございせんか。 中川委員。

中川委員 その発議の件ですねけどね。前回、初日の6月1日、議運で「永住外国人に参政権を付与することに意見書の提出を求める…」というのを、この議運の中で議論させていただいて、委員会として配布にとどめるという形で終わった後にですよ、他の委員会から発議の申し出があった場合にはどうかな、やむを得ないのかなと。その委員会で審議した中で委員長が、連名で出されるということに対しては、あかんとは言いませんけれども、ちょっと不自然な点があるのかな、と私個人的には思いを、この議運として、議運の一員として、ちょっと委員会の運営のあり方についてちょっと不自然な点があるのかなというような思いはしているところですけども。

委員長 議会運営委員会で議論していただきまして、配布にとどめ、各議員がそれぞれ認識を深める、勉強していくと、調査研究をしていくということで配布させていただいたわけですね。それにもとづいて、発議されるということで別段問題ないと思うんですが。私自身が議運に入っていて、それでということなんですけれども、そこらへんどうですやろ。みなさんのご意見どうですか。

木澤委員 私の考えですけども、例えば議運として結論をどう出すかということで、配布にとどめるに至りましたけれども、やはり、議員さん個人の思い

とかいうのは、そこで必ずしも反映されるわけではないと思いますので。だから、議運のメンバーの中に発議者がいても、私は特に問題ないかなというふうに思いますけれども。

委員長 他の委員で。 飯高委員。

飯高委員 確かに中川委員の言われたように、そう僕は思ったんですけれども。これは、しかし、止められるというものではないかなと思います。そのへんはちょっとクエスチョンなんですけれど。

委員長 これは、今までも議運のメンバーであって、発議者になられたと、配布にとどめておいて、発議者になられたということは、あったと思いますのでね。特段、問題になることではないかなという気は私はしますけれども、法的なもんで事務局長、どうですやろ。

事務局長 特に法的な問題というのではないと思います。出すことに関してはそういった権利を有していると解します。ただ、委員会運営として、議会運営委員会で決定をされたということのなかで、委員長という公平中立な立場で、委員会の決定について従っていくという立場にあるということで、そのへんでどうかなという疑問は若干は持っています。

中川委員 そやから、私も、必ずしもおかしいと、出すべきではないということではないですよ。ただ、議会運営委員会、委員長の立場で、委員会の運営のあり方でちょっと不自然かなという思いをただけで。それを発言させていただいただけで。やめるべきやとか、出すべきではないという意見ではないことだけは理解しておいてください。

木澤委員 中川委員の意見はそういう意見やというふうに理解させていただいておきますけれども。例えば、私のケースなんかでも、他の常任委員会でも委員長をさせていただいていて、採決になるといった場合、委員長させていただいていたので、その場では表決権を持っていませんので、ただ後々

本会議のときに、個人の議員としての意思を表明させていただくということとは必要になってくることかなと思いますし、そういうことから考えても、やはり発議というのは議員の持っている権利ということで、そこは。

中川委員　　せやから、あかんと言ってない。

委員長　　中川委員のご意見はご意見として、残していただきたいと思います。他にございませんか。

(な し)

委員長　　ないようですので、それでは、「永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書」について、議員提案の予定があるということで確認をしておきます。追加日程として上げさせていただく予定のものは以上ですが、質疑ご意見がありましたら、お受けしたいと思います。

(な し)

委員長　　それでは、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしく願いいたします。

平成22年第3回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。次に(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。皆さんのお手元にお配りをしております日程案について、事務局から説明願います。

事務局長　　それでは、平成22年第4回定例会の日程(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております日程表(案)でございますが、8月30日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、31日(火)、9月1日(水)は休会、2日(木)、3日(金)は一般質問でございます。9月議会は、ご承知のように、一般会計、各特別会計の決算審査がございますので、6日(月)から予算決算常任委員会といたしま

した。7日（火）は、奈良県の消防操法大会が予定されており、町長がそちらに出席をされますので休会といたしまして、8日（水）、9日（木）に引き続き予算決算常任委員会を開催。10日（金）に建設水道常任委員会、13日（月）は農業委員会がごございますので休会とし、14日（火）に厚生常任委員会、15日（水）総務常任委員会、16日（木）に補正予算審議のための予算決算常任委員会を開催。17日（金）に議会運営委員会としております。そして土日と祝日、平日の休会日2日をはさみまして、24日（金）を最終日とする案でございます。事務局のほうで、他の日程案についても検討をさせていただいたところですが、初日が8月30日以降となりますと、最終日が27日（月）以降となってまいります。このような日程でいきますと議会広報の編集に支障が生じますことから、8月30日を初日とするこの日程案とさせていただいたものでございます。

委員長 　ただ今、事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等あればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 　それでは、9月定例会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで、委員会として確認をしておきたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。9月定例会につきましては、予定ということで確認をいたしておきたいと思っております。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことにいたします。ご苦勞さまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前 9時16分 休憩 ）

（ 午前 9時17分 再開 ）

委員長 再開いたします。次に（３）参加派遣計画書についてを議題といたします。県議長会主催の研修会等への参加についてですが、初日の全員協議会で議長よりお話があり、後日協議の結果、参加者が決まりましたので、お手元の参加派遣計画書のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。議長には、議員派遣の手続きをとっていただきませう、よろしく願いいたします。

次に、２．その他についてを議題といたします。委員皆さんのほうで何か質疑、ご意見などがありましたらお受けいたします。

木澤委員 先日の建設水道常任委員会の際の、ここにも出てきていますパークウェイについての意見書の発議に関する件なんですけれども、当日の運営として、最終的には委員会の発議にするということで、採決まで行って、討論という形になったんですが。まずひとつはですね、事前に意見書を発議されるということで予定をされているという状況がある中で、委員である私のほうは事前に何も聞いていない中で、突然、その案を配布されて、中身もよく目を通していない状況の中で、討論となってしまいましたことがありましたので、できましたら、そういうことは事前に分かっているのでしたら、委員に知らせておいて準備ができるようにしておいてほしいのがひとつです。そうした民主的な運営を心がけていただきたいというのがひとつと、あと委員会発議とされたことについてですけれども、当日、私、委員として発議される内容について賛同いたしかねますという意見を申し上げたのですが、これまででしたら委員会の総意をもって委員会発議とされていたんですけれども、今回は討論を行って採決をするというやり方を委員長がされたんですね。最終的に本会議で発議するというのであれば、議員有志でもそういう形ではできるのに、なぜそういう形にしはったのかなということがひとつ。それが委員会発議という形で、今後、そう

いう形で全員の委員の賛同がないなかで、委員会発議として成り立っているのかどうか、という問題について、ちょっと皆さんの意見を聞かせていただきたいと思います。

中川委員 皆さんの意見より、これ局長、地方自治法の改正になって、委員会発議が認められたこと、その中身というのはどういう中身なんですか。それちょっと、私も100%理解しているわけじゃないから、今、個人的に意見を言っても、また法律的におかしなことであってもあれやから、その点についてちょっと局長にお尋ねしたいんです。

事務局長 地方自治法が改正になって、これまで議員が発議できたというものについては、委員会においても発議できるということに改正されたものでして、その場合の決の問題になろうかと思うんですけども、それにつきましてはですね、委員会としてですね、表決というのは、地方自治法にありますように、多数決という形になっております。それを全員でもってするかどうかについては、これは議会内の申し合わせになろうかと思えます。

中川委員 結局、委員会で表決をとって賛成多数の場合はそれで委員会発議として認められるということで理解していいんですか。

事務局長 会議規則にのっとってですね、議題として取り上げ、そして手順を踏んで表決されたということについては問題ないと思っております。

委員長 ただ今の木澤委員、また藤原局長の説明について何かご質問等ございませんか。

先の建設水道常任委員会で、表決されて、委員会発議をされるということについては道義的というんですか、今までのやり方ではない方法でやられたということについて、どうかなという気はいたします。今までは、委員会発議というものがなかったもので、その委員会の委員さん全員とか、その有志の方でされておられたと。しかし、委員会発議ということが可能になって委員会発議もされておりますが、その場合でも、その委員会の委

員さん全員の同意があってやっておられたということだと思っただけけれども。これはどうでしょう、新しいルールづくりみないなことを考えていかなあかんのとちがうかなとは思っただけけれども。法的には問題ないということですね。ただし、当議会、斑鳩町議会として、新しいルールづくりをちょっと考えていくということが必要になってくるのとちがいますかね。やっぱり反対者がいてはんに、委員会での発議というのはちょっとね。そうしたら、その委員会に属してはる方は反対できないということにもなってきますんでね。 中川委員。

中川委員 今後そういう取り決めも必要かなと思っただけけれども、今回の場合、これを、例えば、有志の発議、連名に変えるということは事務的に可能なんですか、今の時点で、今回の件について。

委員長 これは、委員会を開いていただいて、その中でやっていただかな仕方ないのとちがいますかね。どうですやろ。

事務局長 基本的には、少し明確なことも言いにくいんですけども、一事不再議という原則がありますので、同一会期内に、同一案件を協議することができないということが原則なんですけれども。

中川委員 ということは、今回の追加日程2. 発議第5号に関しては、もういらいようがないと、同一会期内に審議できないということは、これはいらいようがないということなんですかね。

事務局長 本会議においては、一事不再議という原則がありますのでね。例えば同じ議案をそういう形に変えるということはできないというのが原則なんです。ただ、それが委員会に適用されるのかどうかというのは、ちょっと私承知していないので何とも言えないんですけども。基本的には同じことではないのかなと思っただけけれども。

委員長 暫時休憩します。

(午前 9時23分 休憩)

(午前10時 4分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。
休憩中に事務局のほうから調べていただいたことのご報告をしていただきたくと思います。 藤原事務局長。

事務局長 先ほど、ご意見の中で一度委員会で決議したものを、再度委員会をもって覆すのはどうかということのお尋ねでございますけれども、先ほど、全国町村議会議長会のほうへお尋ねをいたしました。全国議長会の見解といたしましては、会議の諸原則であります一事不再議の原則、これは一度議会で議決した同一の議題については、同一会期中においては再び議決しないことという原則でございます。この原則につきましては、議会の意思がどこにあるかわからない、議会の権威を失墜してしまうばかりでなく、行政を混乱を招くということからの原則がございます。その原則に抵触することの回答をいただいております。

委員長 ただ今、事務局長からの報告にもありましたように、一事不再議ということ、また委員会の会議録を読みますと、表決に至るまでに瑕疵がなかったということで、追加日程の発議第5号は委員会発議ということでやっていたことといたします。

木澤委員 そういふことでしたら、今回はもう仕方ないのかなと思うんですけれども。今後につきまして、やはりですね、委員会発議ということになりますと、委員会の中で賛成しない者が発議者になってしまっていて、最終的に本会議で反対をするという矛盾も出てくるということもありますし、やはりこれまでに委員会発議というのは委員の皆さんの総意をもって発議をされてきたということ踏まえまして、今後について、議会としても一定のルールを新たにつくっていただいて、委員会発議については委員の総意をもって発議をするというふうに詰めていただければと思います

のでよろしくお願ひします。

委員長

ただ今、木澤委員のほうから今後のルールづくりということで提案していただきました。これは、休憩中に皆さんのご意見を賜って、その集約として、ただ今から読み上げますが、「申し合わせ。意見書の委員会発議とする場合には、その委員会に所属する委員全員の発議内容に賛成した場合に限ること。」としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

これは、最終日の全員協議会にもご報告してまいりたいと思います。

その後に「先例と慣例」の改正になると思いますので、またそのときに皆さんのご意見を賜りたいと思います。この件に関しては、以上で終わっておきます。

他に、委員皆さんのほうから質疑、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長

他にないようですので、継続審査についてお諮りをいたします。

継続審査につきましては、お手元にお配りしておりますように、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

議長のほうから報告等はありませんか。

議 長 ございません。

委員長 事務局から報告等しておくことはありませんか。

事務局長 1点、ご報告をさせていただきます。初日の全員協議会で議長のほうからお話しのございました全員協議会の学習会についてでございます。

学習テーマを「議会基本条例」ということで決定をいただいたところですけれども、7月15日(木)午前9時から開催したいと考えております。議員皆様のご出席方、よろしく願いいたします。

なお、講師でございますけれども、私のほうからお話しをさせていただきたいと思っております。これまで、議長会主催の事務局職員研修において、全国で初めて議会基本条例を制定されました北海道栗山町議会の事務局長の講演をお聞きいたしましたし、また、条例を施行されておられます北名古屋市へ視察にも行ってまいりましたので、そこでお聞きをいたしました内容のご報告ということになるかもわかりませんが、議会基本条例の概要につきましてお話しをさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

委員長 それでは、その他についても以上で終わります。

以上を持ちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。
長時間ご苦勞さまでございました。

(午前10時10分閉会)